

WideAngle プロフェッショナル サービス 脆弱性見える化ソリューション利用規約

経企 M00384591 号 2018 年 9 月 1 日 実施

第 1 章 総則

第 1 条 (本規約の制定)

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (以下、「当社」といいます。) は、WideAngle プロフェッショナル サービス脆弱性見える化ソリューション 利用規約 (以下「本規約」といいます。) を定め、本規約に基づき WideAngle プロフェッショナル サービス脆弱性見える化ソリューション (以下、「本サービス」といいます。) を提供します。

2 本サービスに係る契約者 (以下、「契約者」といいます。) は、本規約を誠実に遵守するものとします。

3 本サービスの内容を規定した本サービス仕様書を含め、脆弱性見える化ソリューションに関する諸規定は、この利用規約の一部を構成するものとします。

第 2 条 (本規約の範囲)

本規約に定める諸条項は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

第 3 条 (本規約の変更)

当社は、本規約の内容を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、第 2 8 条 (契約者に対する通知) に定める方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が特段の申し出なく本サービスを利用したとき、料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議なく承認したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りのない限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

第 4 条 (用語の定義)

この本規約書において、次の用語は次の意味で使用します。

(1) 「本サービス利用開始日」とは、年額モデルの場合は申込書に記載の利用開始希望日を指し、月額モデルの場合には申込書の利用希望期間の初日を指します。ただし、当社からの通知により開始希望日を変更した場合には、変更した内容を指します。

(2) 「契約者のエンドユーザー」とは、契約者を介して本サービスを利用する者であって、契約者の関連会社もしくは顧客、又は第 2 3 条 (再販) により契約者が再販又は卸売等をする第三者等を含みます。

(3) 「年額モデル」とは、本サービスの料金プランの一つであり、契約者が年単位で本サービスの料金を支払うプランを指します。

(4) 「月額モデル」とは、本サービスの料金プランの一つであり、契約者が月単位で本サービスの料金を支払うプランを指します。

- (5) 「本サービス提供期間」とは、年額モデルの場合は申込書で年契約として指定した期間を指し、月額モデルの場合は申込書に記載した利用希望期間を指します。
- (6) 「NW 脆弱性診断」とは、本サービスのオプションメニューの一つであり、ネットワークに対する脆弱性診断を行うものを指します。

第5条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

第6条 (申込みと承諾)

本サービスの利用を希望する場合は、本規約ならびに提供条件書等に同意の上、当社所定の申込書又はそれに準じる書面（変更申込書も含みます。以下、「申込書」といいます。）に必要事項を記載し、当社に申込みものとします。

2 当社が申込みに対して承諾したことを通知した時をもって契約の成立とします。（以下、成立した契約を「本契約」、承諾した時を「契約締結日」といいます。）

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が要望する本サービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
- (2) 本サービスの申込者が当社の提供する本サービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 本サービスの申込者が第18条（当社が行う契約の解約）第1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
- (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき
- (5) 当社からの本サービス種別の指定、又は変更要請を承諾できない場合
- (6) 前各号の他、当社の業務に支障があるとき

4 申込みの承諾後であっても、当社は前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取消す場合があります。この場合、当社は取消しにより契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、申込者に対しその旨を通知します。

第7条 (本契約の変更)

本サービス提供期間中に契約者が本契約の内容を変更しようとする場合、当社所定の変更申込書に必要事項を記載し、当社に申込みものとします。なお、当社が当該変更の申込みを承諾した時点で当該変更が有効となるものとします。

2 当社は、契約者が本サービス提供期間を延ばす又は利用者数もしくは管理対象 IP/ホスト数を増やすために行った変更の申込み、又は有償オプションの追加のみ承諾するものとします。なお、本サービス提供期間変更において、変更申込書に記載される本サービス提供開始日は当該申込みを行った日以降の日付とする

ものとしします。

3 契約者は、本サービス提供期間を短縮する又は利用者数もしくは管理対象 IP/ホスト数を減らしたい場合には第19条（契約者が行う契約の解約）に基づき、本契約を解約の上、再度申込みをするものとしします。なお、当該変更のための解約であっても、契約者は第20条（解約の違約金等）に基づく違約金の支払いを要するものとしします。

4 当社が契約者による本契約の内容の変更の申込みを承諾後、当該変更後の料金と既に契約者から支払いを受けた金額に差額が生じた場合には、本サービス提供期間に応じて別途精算するものとしします。

第2章 サービス

第8条 （本サービスの提供）

当社は本サービス利用開始日に、申込みを受けた本サービスの提供を開始します。

2 当社が本サービスの提供を開始するために契約者が満たすべき条件が、提供条件書等又は申込書に記載されている場合、契約者は、サービス利用開始日又は当社が別途定める日までにその条件を満たすものとしします。

3 当社は、本サービス利用開始日に本サービスの提供を開始することが困難な場合、本条第1項にかかわらず、契約者に通知の上、本サービス利用開始日を変更することができます。

4 前項に基づき、本サービス利用開始日に変更された場合であっても、年額モデルで契約した場合、当該本サービス提供期間は変更前の本サービス利用開始日から起算され、月額モデルで契約した場合、本サービス提供期間の末日は申込書に記載のものから変更されないものとしします。

4 前項の場合において、当社の責に帰すべき事由によりその変更が生じたものでないときは、当社は、本サービス利用開始日の変更のため追加で必要となる費用の支払いを契約者に請求することができ、契約者はこれを支払うものとしします。

5 年額モデルの場合、契約者が本サービス提供期間満了日の30日前、月額モデルの場合は本サービス提供期間満了日の14日前までに当社に書面で本契約の更新をしない旨を通知しない限り、本サービス提供期間満了時と同一の内容で契約を更新します。

第9条 （提供中止）

(1) 当社は、次の場合には本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

(2) 当社の設備の保守上、工事上又は本サービス提供上やむを得ないとき。

(3) 天災、事変、その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難となったとき。

(5) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。

(6) 当社の設備等を不正アクセス行為から防御するため必要なとき。

2 前項の規定により本サービスの提供を中止する場合、予めその理由、中止をする日及び期間を契約者に

通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第10条（本サービスの廃止）

当社は、当社の都合（本サービスの提供に必要な当社と第三者との契約の終了によるものも含まれますがこれに限りません。）により本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの全部又は一部の廃止があったときは、本サービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの全部又は一部の廃止に伴い契約者又は第三者に発生する損害については、一切の責任を負わないものとします。

4 当社は本条第1項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、その旨を当該廃止の3か月前までに、あらかじめ契約者に通知します。

5 本サービスの全部又は一部の廃止にかかる本サービスの料金のうち、契約者が当該廃止がなされた日以降の料金を既に支払っていた場合、当社は、該当部分に相当する金額を契約者に返還するものとします。

第11条（提供停止）

当社は、契約者又は契約者のエンドユーザーが次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

(1) 本規約に違反をした場合

(2) 本サービスの運営を妨害又は当社の名誉もしくは信用を著しく毀損した場合

(3) 当社に損害を与えた場合

(4) その他、契約者として不適当と当社が合理的に判断する場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの停止をするときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び予定期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は事後に通知します。なお、これにより契約者に発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第3章 料金

第12条（料金）

本契約に係る料金は別途定めるものとします。

第13条（年額モデルの料金の支払い）

年額モデルで契約した場合、契約者は当社からの請求に基づき、当社が別途定める本サービスの1年間の料金を一括して支払うものとします。

2 当社は、当社所定の請求書により本サービス料金の支払いを請求し、契約者は、当社が請求書を発行した日の属する月の翌月末までに、当社が指示する方法により支払うものとします。

3 本サービス提供期間中に当社による提供中止又は提供停止があったとしても当社は当該提供中止又は提供停止の期間に相当する料金の減額や返金を行わないものとします。

4 当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態になる場合を含みます。）が生じた場合、そのことを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間に相当する料金の支払いは要しません。なお、契約者がすでに当該料金を支払っている場合には、当社から契約者に当該料金を返金するものとします。ただし、当該料金は契約者が支払うべき1年間の料金を12で除した額を超えないものとします。

第14条（月額モデルの料金の支払い）

月額モデルで契約した場合、契約者は本サービス提供開始日が含まれる月（以下、「提供開始月」といいます。）の翌月から起算して、契約の解約があった日を含む月の末日までの期間について、料金の支払を要します。

2 当社は、当社所定の請求書により本サービス料金の支払いを請求し、契約者は、当社が請求書を発行した日の属する月の翌月末までに、当社が指示する方法により支払うものとします。

3 本サービス提供期間中に当社による提供中止又は提供停止があったとしても当社は当該提供中止又は提供停止の期間に相当する料金の減額や返金を行わないものとします。

4 当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態になる場合を含みます。）が生じた場合、そのことを当社が知った時刻以後のその状態が継続した場合、当該時間に相当する料金を月額料金を上限として次月の料金から相殺します。ただし契約の解約等により月額料金の相殺ができない場合は、当該料金の支払いはしません。なお、契約者がすでに当該料金を支払っている場合には、当社から契約者に当該料金を返金するものとします。

第15条（延滞利息）

契約者の支払が遅延した場合、当社は契約者に対して、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し、年14.5%の割合で計算して得られた額を遅延利息として請求することができるものとします。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

第4章 契約者の義務

第16条（契約者の義務）

契約者は、以下の事項を遵守するものとします。また契約者は、契約者のエンドユーザーに本サービスを利用させる場合は、契約者のエンドユーザーに対して、以下の事項を遵守させるものとします。

(1) 当社が本サービスを提供するにあたり、契約者と当社との間で送受信され又は当社が保管する契約者の情報及び資料は、常に管轄法域の法令を遵守していることを保証すること。

(2) 当社が本サービスを提供できるようにするため、当社が適宜要求する契約者の情報を当社が定める期間

内に提供すること。全ての提供された情報は正確、完全かつ誠意をもって提供されるものでなければならず、当社はこれに依拠することができるものとします。

- (3) 当社が本サービスの利用の前提となる要求条件を本サービス仕様書に記載し又は書面にて通知するとき、契約者のネットワーク、システム又は端末を、当社が定める日までに当該条件に適合させること。当社が要求条件を変更した場合も同様とします。
- (4) 本契約の締結の際又はそれ以降当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社に届け出ること。
- (5) 第三者のネットワーク、システム又は端末を当事者の承諾なく本サービスの対象とし、当該第三者の正常な通信を妨げないこと。
- (6) 不正アクセス行為又は不正プログラムの送信をしないこと。
- (7) インターネット上での本サービスに適用される当社の方針である Acceptable Use Policy (<http://www.ntt.com/aup/>) を遵守すること。
- (8) 当社が想定する利用方法以外の手段でアクセスを行わないこと。
- (9) その他、当社が客観的かつ合理的理由により不相当と判断する行為を行わないこと。

第17条（契約者の義務違反）

当社は、契約者もしくは契約者のエンドユーザーが前条に規定される義務を怠ったとき又は本条に規定される義務を怠ったことにより本サービスに支障が生じたとき当社が判断したときは、当社が必要だと判断するあらゆる手段（本サービスの提供停止又は本契約の解約を含みますが、これに限りません。）をとることができるものとし、その場合に必要な作業の費用を契約者に請求できるものとします。

第5章 契約の解約

第18条（当社が行う契約の解約）

当社は、次のいずれかに該当する時は、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約の全部又は一部を以下の場合に解約できます。なお、本条に基づく当社による本契約の全部又は一部の解約により契約者に損害が発生しても、当社は契約者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。

- (1) 契約者が当社に対して支払うべき金額を期限内に支払わなかった場合
- (2) 本契約の全部又は一部に係る本サービスの全部又は一部の提供においてセキュリティ情報提供元等の外部サービスのサポートを受けられなくなった場合
- (3) 本契約上の義務に違反する状態が継続し解消されない場合
- (4) 契約者の事業又は財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- (5) 前各号のほか、契約者が、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をした場合

第19条（契約者が行う契約の解約）

契約者は、本契約の全部又は一部の解約を希望する場合、年額モデルでの契約者は解約を希望する日の30日前までに、月額モデルの契約者は解約を希望する日の14日前までに当社に書面により通知するものとします。

第20条（解約の違約金等）

本サービス提供期間内に本契約の全部又は一部を解約した場合、その解約が当社の責に帰すべき事由による場合を除き、契約者は当社に、残存する本サービス提供期間に相当する料金を違約金として、当社が定める日までに一括で支払うものとします。ただし、解約日以前に契約者が支払っていない料金がある場合には、当該料金を含めて一括で支払うものとします。

第6章 付加機能

第21条（付加機能）

当社は契約者から請求があったときは、付加機能としてNW脆弱性診断を提供します。付加機能の詳細についてはサービス仕様書にて定めます。

2 当社は、当社が付加機能の提供を受けている第三者より本サービス当社に当該付加機能の提供がなされなくなった場合（当該第三者との契約の終了を含みますがこれに限りません。）には、その付加機能の提供を停止します。

第7章 付帯サービス

第22条（付帯サービス）

本サービスに関する付帯サービスの詳細に関しては、サービス仕様書の定めるところによります。

第8章 再販

第23条（再販）

契約者は、当社の事前の書面による同意なく本サービスを第三者に対して再販しないものとします。

2 契約者が前項に基づいて再販を行う場合、契約者は次の各号に従うものとします。

- (1) 当社による本サービスもしくは類似のサービスの提供を妨げ、又は妨げるおそれのある方法で本サービスを再販しないものとします。
- (2) 本規約における自己の義務と同等以上の義務を契約者のエンドユーザーに課すものとし、当該契約者のエンドユーザーに義務違反があった場合は、自己の義務違反として責任を負うものとします。
- (3) 契約者のエンドユーザーからの問い合わせ、クレーム、損害賠償請求その他一切の紛争に対しては、契約者の責任と費用で対応するものとし、当社は、本契約に定める範囲内で、契約者に対してのみ、責任

を負うものとします。

(4) 契約者のエンドユーザーに本サービスの更なる再販を許諾しないものとします。

第9章 雑則

第24条（非保証）

当社は、本サービスが契約者の利用目的に合致していること又は有用であること、障害その他の故障がないこと、完全性、正確性及び第三者の権利を侵害していないこと（これらを含みますが、これらに限りません。）について、何ら保証を行わず、これらに関連して契約者に損害が発生したとしても一切の責任を負いません。また、契約者は契約者の利用目的に合った結果を得るために本サービスの選択したこと、本サービスを利用するための準備およびその利用方法、本サービスの利用によって得られた結果についてすべての責任とリスクを負うものとし、当社はそれらについて一切の責任を負いません。

第25条（責任の除外）

当社は、以下の事項に起因するいかなる損失、損害、経費、費用又はその他補償請求について責任を一切負わないものとします。

- (1) 契約者および契約者のエンドユーザーのネットワーク、システム又は端末が原因の全部又は一部となって生じる本サービスの機能低下又は中断。
- (2) インターネット及び契約者が契約したネットワークの通信の中断又は遅延。
- (3) 当社の設備で扱われる契約者又は第三者に係る通信ログ、ドキュメント、プログラム又は設定等一切のデータについて、全部又は一部の消失。
- (4) 第三者のネットワーク、システム又は端末に対し当該第三者の承諾なく行われた契約者による本サービスの利用（契約者が意図的でない場合も含みます）。
- (5) 本サービスの全部又は一部の提供中止、提供停止、解約又は廃止に起因する一切の事象。

第26条（損害賠償）

当社は、その責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合は、第13条（年額モデルの料金の支払い）第4項、第14条（月額モデルの料金の支払い）第4項の適用に加え、本契約の解約の有無にかかわらず、年額モデルの契約者は、当社が別途定める、契約者が支払うべき1年間の料金を12で除した額を上限とし、月額モデルの契約者は損害の原因となった事象が発生した月にかかる1ヶ月分の料金を上限として、逸失利益を除く契約者に現実に生じた通常の損害を賠償するものとします。当社は、その予見の有無を問わず、特別損害、間接損害等については責任を負わないものとします。

第27条（不可抗力）

地震、台風、津波、落雷、パンデミックその他の天災地変、交通機関の障害、戦争、暴動、内乱、労働争議、

法令、規則の改正、政府の行為等、当該当事者の合理的な管理を超える事由（以下「不可抗力」という）により、本契約に基づきいずれかの当事者の義務の全部又は一部の不履行又は遅滞が生じた場合、当該当事者は相手方当事者に対して、当該不履行又は遅滞についての責任を負わないものとします。ただし、本契約に基づく契約者の当社に対する金銭債務については、本項の適用を受けないものとします。

第28条（契約者に対する通知）

当社から契約者への通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うものとします。

- (1) 契約者が契約の際又は契約締結後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法、又はFAX番号宛にFAXを送信する方法により行います。この場合、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者のFAX番号宛にFAXを送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が契約の際又は契約締結後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送する方法により行います。この場合、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 当社のWebサイト上に掲載する方法により行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法により行います。この場合、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第29条（知的財産の帰属）

本サービスの提供に関連して当社が契約者に提示するソフトウェア等のプログラム（本サービスのユーザーインターフェース画面を含む）、ドキュメント（本規約書、本サービス仕様書、申込書、マニュアル及びレポート等を含む）、および本サービスから契約者に提供される情報（セキュリティ情報に関する通知メールを含みますがこれに限りません。プログラム、契約者に提供される情報、物品及びドキュメントを総称して以下、「プログラム等」という）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。（契約者から提供されたコーポレートマーク、その他画像についてはこの限りではありません。）なお、上記に関しては契約の解約又は終了後も同様の扱いとします。

第30条（知的財産の取り扱い）

契約者は、プログラム等を次のとおり取扱うものとします。

- (1) 本規約で定めた範囲内でのみ使用し、他の目的に使用しない。
- (2) 転用・複製・改変・翻訳・編集・転送等を行わず、又、リバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブルを行わない。
- (3) 当社への事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に貸与・譲渡・使用許諾・担保設定等しない。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しない。
- (5) 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第31条（第三者委託）

当社は本サービスを提供するにあたって、その全部又は一部を第三者に委託する場合があります、契約者はそれに同意するものとします。

第32条（データ等の削除）

当社の設備を保全するため、当社は契約者が本サービスの利用中に本サービスに登録した情報（資産やソフトウェアの情報を含みますがこれに限りません。）は登録した日から起算して7年で消去するものとします。

2 第18条（当社が行う契約の解約）、第19条（契約者が行う契約の解約）、もしくは本サービス提供期間満了により、本サービス中の契約者の登録データ等を当社が定める規定に従い適切に消去します。

3 第9条（提供中止）第1項又は第11条（提供停止）第1項に該当し、当社がやむを得ないと判断した場合は本サービスの契約者の登録データ等を消去することができるものとします。この場合、当社は契約者に対し事後遅滞なくその旨を通知するものとします。

4 当社は本条に規定する内容に起因して発生した契約者又は第三者の損害について一切の責任を負わないものとします。

第33条（個人情報の取り扱い）

本サービスの提供にあたり当社が取得する個人情報の取扱いは、プライバシーポリシー（<http://www.ntt.com/privacy/>）の定めるところによります。

第34条（秘密の保持）

いずれの当事者も、本契約に関連して相手方当事者から開示された機密情報を、相手方当事者の書面による事前の承諾なく第三者に公表し、漏洩し、又は本契約履行の目的以外に使用してはならない。本契約において「機密情報」とは、本契約を通じて知り得た相手方当事者の営業上、技術上又はその他の業務上の秘密をいいます。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは機密情報には含まれません。

- (1) 開示の時に公知である情報。
- (2) 受領者への開示後に受領者の責に帰すべからざる事由により公知の事実となった情報。
- (3) 受領者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報。
- (4) 受領者が開示者から入手した機密情報によらず独自に開発した情報。
- (5) 開示者が守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報。

3 本条第1項の規定にかかわらず、当社は、本契約に定める義務の履行のために必要な範囲で機密情報を開示できます。この場合、当社は、当該再委託先に対して、当該機密情報が秘密である旨を明示し、当該再委託先に本契約の当社の義務と同等の機密保持義務を課すものとします。

4 いずれの当事者も、法令又は裁判所の判決もしくは官公庁の決定、命令、その他により開示を要求され

た場合、必要最小限度の範囲で相手方当事者の機密情報を当該機関に対して開示することができます。ただし、当該受領者は、かかる要求があった場合、可能な範囲でその開示の前にその旨開示者に通知するものとします。

5 本条に定める義務は、本契約の終了後1年間、引き続き有効に存続するものとします。

第35条（権利義務の譲渡の制限）

契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は譲渡することはできません。ただし、当社からの事前の承諾がある場合はこの限りではありません。

第36条（管轄裁判所）

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条（準拠法）

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

附則

（実施期日）

1 この規約は、2018年9月1日より実施します。

NTT Communications CONFIDENTIAL

1. この情報はNTTコミュニケーションズの機密情報であり機密として扱ってください
 2. この情報はNTTコミュニケーションズとのビジネス以外の目的で使用しないでください
 3. この情報はNTTコミュニケーションズの許可なく複製しないでください
- [文書ID] [配布番号]

WideAngle プロフェッショナル サービス

脆弱性見える化ソリューション サービス仕様書

オーナー NTT コミュニケーションズ株式会社
マネージド セキュリティ サービス推進室

バージョン 1.00 版

日付 2018 年 9 月 1 日

本書の内容は、WideAngle PS 脆弱性見える化ソリューションを利用するお客さまが対象です。

目次

1	はじめに	4
2	サービス概要	5
2.1	脆弱性見える化ソリューションのサポート対象業務	5
2.2	サポート対象となる体制	5
2.3	利用イメージ	6
3	サービスメニュー	7
3.1	標準メニュー	7
3.1.1	基本機能	7
3.1.2	オプションメニュー	8
3.1.3	利用権限	8
3.1.4	サービス提供時間	8
3.2	スポットメニュー	9
4	サービスメニュー以外のサービス仕様	10
4.1	サービスの開通	10
4.1.1	開通準備	10
4.1.2	サービス開通	10
4.1.3	リードタイム	10
4.2	サービスの利用契約終了	11
4.3	導入支援	11
4.4	サポートデスク	12
4.4.1	サポートデスク	12
4.4.2	受付時間	12
4.4.3	コンタクトパーソンとパスフレーズ	12
4.4.4	「企業責任者」権限付与・変更	13
4.4.5	お問い合わせ手段	13
4.4.6	対応言語	13
4.5	サービスメンテナンス	14
4.6	サービスインシデント	14
4.7	サポート体制	14
5	お客さま前提条件	15
5.1	お客さまによる利用方法の確定	15
5.2	お客さま環境要件	15

5.2.1	インターネット接続	15
5.2.2	クライアント要件	15
5.3	サービス提供基盤	15
5.4	アカウント利用条件	16
5.5	API-GW の利用に関する条件	16
5.6	外部サービスの利用	16
5.7	セキュリティ情報に関する条件	17
5.7.1	セキュリティ情報の通知	17
5.7.2	セキュリティ情報の利用	17
5.7.3	セキュリティ情報に対する保証の除外	17
5.8	NW 脆弱性診断の提供条件	18
	改訂履歴	19

記載されている会社名や製品名は、各社の商標または登録商標です。

1 はじめに

WideAngle は NTT コミュニケーションズが提供する総合リスク マネジメント サービスのブランドです。WideAngle プロフェッショナル サービス（略称：WideAngle PS）では、セキュリティ専門家の有する高度なナレッジやテクノロジーを、コンサルティング、インシデント レスポンス、脆弱性診断および脆弱性マネジメントといったカテゴリーでお客さまに提供します。

近年のサイバー攻撃の巧妙化や悪質化に伴い、企業の CISO・CIO においては増加するサイバー攻撃やグローバル化に伴う海外拠点への対応などが急務となっています。その一方、企業の IT 部門ではノウハウやリソースの不足等により、サイバー攻撃からの脅威に十分な対応ができていないのが現状です。

WideAngle PS はリスクの可視化、対策の検討、実施までのフェーズで必要なノウハウを提供することで、企業における迅速なセキュリティ対策の検討や導入、お客さまのセキュリティ向上を実施します。

脆弱性見える化ソリューションは WideAngle PS の「CSIRT 運用支援ソリューション」の一つです。**脆弱性見える化ソリューション**によりお客さまは ICT システムの情報資産、脆弱性情報収集、脆弱性対策状況やリスクを一元的に管理することができます。**脆弱性見える化ソリューション**は効率的で円滑な ICT システムへの脆弱性管理を実現し、徹底したリスク管理やセキュリティ統制に貢献します。

本書は、**脆弱性見える化ソリューション**の利用条件、提供機能、および利用上の注意事項などについて記述したものです。機能名や画面、メール文面は、予告なく変更される場合があります。

2 サービス概要

2.1 脆弱性見える化ソリューションのサポート対象業務

脆弱性見える化ソリューションは、ICTシステム資産（以下、「システム」といいます。）の脆弱性管理に関わる下記の業務を支援するサービスです。

- システム情報の登録・更新
- セキュリティ情報（脆弱性情報・脅威情報）の把握
- 脆弱性の対策管理

2.2 サポート対象となる体制

脆弱性見える化ソリューションは、システムの脆弱性管理業務におけるセキュリティ管理者とシステム管理者の役割をもつ担当者を対象に、サービス機能を提供します。セキュリティ管理者とシステム管理者の内容や脆弱性見える化ソリューションでのそれぞれの利用権限については下記をご参照ください。

区分	役割	一般的なユーザー像	脆弱性見える化ソリューションでの利用権限
セキュリティ管理者	お客さま企業における社内全体のセキュリティリスクの現状把握、一元管理、影響判断、脆弱性対応促進を行う。	<ul style="list-style-type: none"> • 経営者 • CSIRT 担当者 • 組織長 • 組織内セキュリティ担当者 • サービスオーナー 	<ul style="list-style-type: none"> • 企業責任者 • 組織責任者 • サービス責任者
システム管理者	システムのセキュリティリスクの現状把握、対策を行う。	<ul style="list-style-type: none"> • システム開発責任者 • システム運用責任者 • システム開発担当者 • システム運用担当者 	<ul style="list-style-type: none"> • システム責任者 • システム担当者

2.3 利用イメージ

お客さまは、**脆弱性見える化ソリューション**を利用することで、脆弱性対策に必要な情報管理を一元的に行うことができます。

お客さまのシステム管理者はシステムの脆弱性管理業務において、脆弱性見える化ソリューションを下記のサイクルに基づき利用します。

- ① システムの資産情報（システム名、用途、IP アドレス、利用ソフトウェア等）を**脆弱性見える化ソリューション**に登録
- ② システムで利用されているソフトウェア製品に基づいた脆弱性情報を、**脆弱性見える化ソリューション**から受領
- ③ 脆弱性情報の対策対象一覧を確認し、必要な場合は対策計画を策定し、**脆弱性見える化ソリューション**に登録
- ④ 対策を実施
- ⑤ 対策実施内容を**脆弱性見える化ソリューション**に登録

お客さまのセキュリティ管理者は、**脆弱性見える化ソリューション**の活用によりシステム情報の調査・検索が容易となるとともに、深刻なリスク状況の早期把握や対策促進に向けたシステム管理者支援等へ繋げることができます。

3 サービスメニュー

脆弱性見える化ソリューションのサービスメニューです。

3.1 標準メニュー

3.1.1 基本機能

脆弱性見える化ソリューションの基本機能として、お客さまは次の機能を利用できます。

提供機能	機能の概要
インターフェイス	<p>脆弱性見える化ソリューションの基本機能、オプション機能をお客さまが利用するためのインターフェイスです。</p> <ul style="list-style-type: none">Web UIAPI
お客さま情報管理	<p>脆弱性見える化ソリューションを利用するために必要なお客さま情報を登録します。</p> <ul style="list-style-type: none">アカウント情報の登録、管理利用権限の付与、管理組織情報の登録、管理
システム情報管理	<p>脆弱性見える化ソリューションにて管理するシステムの情報を登録します。</p> <ul style="list-style-type: none">システムの資産情報の登録、管理システムで利用しているソフトウェア情報の登録、管理
脆弱性情報対策管理	<p>脆弱性見える化ソリューションにて管理するシステムに関する脆弱性情報の対策状況を登録、管理します。</p> <ul style="list-style-type: none">脆弱性情報提供元からの脆弱性情報をもとにした、メール通知脆弱性情報の参照影響有無・対策計画・対策実施内容の登録「対策不要申請」に対する承認・否認登録
その他の機能	<p>脆弱性対策管理における各種機能をご利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none">個別フィルタ設定データベース検索リスク判定レポート作成お知らせ掲載

3.1.2 オプションメニュー

脆弱性見える化ソリューションのオプションメニュー（付加機能）として、NW（ネットワーク）脆弱性診断（以下、「NW 脆弱性診断」とします。）のお申し込み、診断実施、診断結果参照、対策管理に関する機能を利用できます。オプションメニューは、基本機能に有償で追加できます。

3.1.3 利用権限

脆弱性見える化ソリューションでは、下記利用権限のあるユーザーに対してサービスを提供します。「企業責任者」権限以外の利用権限では、システム情報や脆弱性管理情報の閲覧、管理は制限されます。なお、「特殊権限」は「セキュリティ情報 参照者」として、システムの脆弱性対策管理を実施せず、セキュリティ情報の通知のみを目的とする権限です。

○…利用可能 △…一部利用可能 ×…利用不可

登録内容 (一部抜粋)		セキュリティ管理者			システム管理者		特殊権限
		企業 責任者	組織 責任者	サービス 責任者	システム 責任者	システム 担当者	セキュリティ 情報 参照者
お客さま 情報管理	アカウント情報	○	△	△	△	△	△
	組織情報	○	×	×	×	×	×
システム 情報管理	基本情報	○	×	×	×	×	×
	詳細情報	○	○	△	△	△	×
	承認・否認	○	×	×	×	×	×
セキュリティ 情報管理	対策登録	○	△	△	△	△	×
	承認・否認	○	×	×	×	×	×

3.1.4 サービス提供時間

脆弱性見える化ソリューションの基本機能とオプション機能は、24 時間 365 日、提供されます。¹

¹ 計画メンテナンス、緊急メンテナンスの際にサービスの提供が一時的に中止される場合があります。

3.2 スポットメニュー

脆弱性見える化ソリューションの機能を補助するために、お客さまは次のようなスポットメニュー（付帯サービス）を利用できます。スポットメニューの契約は有償です。NTTコミュニケーションズのセールス担当にご相談ください。以下に記載の無いカスタマイズや設定変更に関しましては個別に検討し、有償で契約を承ります。なお、一度ご依頼頂いたものについてはキャンセルができず、費用を全額お支払いいただきます。

区分	スポットメニュー	メニュー概要
カスタマイズ	メール本文カスタマイズ	通知メール本文中の署名をカスタマイズすることができます。
	静的コンテンツのカスタマイズ	Web UI の特定の場所に、お客さま指定の画像や文字列を掲載することができます。
代行サービス	アカウント情報登録代行	お客さまのアカウント情報の登録を代行します。
	組織情報登録代行	お客さまの組織情報の登録を代行します。
	システム情報登録代行	お客さまのシステム情報の登録を代行します。
設定変更	アクセス元 IP アドレス変更	インターフェイスにアクセスできる IP アドレスを変更・追加します。 ²

² 脆弱性見える化ソリューションの Web UI と API へのアクセスは、アクセス元（送信元）IP アドレスにより接続が許可されます。接続許可される IP アドレスを追加・変更したい場合はこのスポットメニューが必要です。

4 サービスメニュー以外のサービス仕様

4.1 サービスの開通

脆弱性見える化ソリューションのサービス開通の工程は NTT コミュニケーションズが管理します。

4.1.1 開通準備

お客さまは脆弱性見える化ソリューションの申込書に必要事項を記入してサポート デスクに提出します。申込書受領後、サポート デスクは脆弱性見える化ソリューションのサービス提供の準備を行ないます。申込書に不明点や不備があった場合はお客さまにご確認のご連絡を差し上げます。

4.1.2 サービス開通

弊社が申込書の内容に承諾した場合、サポート デスクはお客さまに利用開始のお知らせを通知します。

利用開始のお知らせの通知後、お客さまは、組織情報やアカウント情報、システム情報の登録を行なうことができます。

4.1.3 リードタイム

脆弱性見える化ソリューションのサービス開通の標準的な所要期は、サポート デスクが申込書を不備のない状態で受領してから、5 営業日です。³

³ サービスのオーダーが集中し、サービス開通工程の品質を維持できない可能性があるときは、所要期を超えて開通日の変更をお願いする場合があります。

4.2 サービスの利用契約終了

サービスの契約更新をしない⁴、または解除により終了する場合は、解約申込書を弊社セールス担当にご提出いただく必要があります。解約申込書の内容を確認後、NTTコミュニケーションズはサービス機能の提供終了の準備を行います。サービス終了のタイミングについては両社協議の上決定されるものとします。

脆弱性見える化ソリューションのサービス終了の工程はNTTコミュニケーションズが管理します。

4.3 導入支援

脆弱性見える化ソリューションは、お客さまが、利用目的、脆弱性に対する対策基準、体制、運用フローなどの導入方針を確定していることを前提としてサービス提供を行います。

導入方針が確定していない場合、お客さまはNTTコミュニケーションズに、スポットメニューとして導入支援の提供を求めることができます。導入支援の提供は個別に判断され、提供される場合は有償となります。

⁴ 契約更新不要の場合は更新予定日の30日前まで（月額モデルの場合は14日まで）に解約申込書をご連絡頂くことが必要です。

4.4 サポート デスク

サービス提供期間中のお客さまからのお問い合わせは、サポート デスクが受け付けます。

4.4.1 サポート デスク

サポート デスクは次の内容についてのお問い合わせに対応します。

- 脆弱性見える化ソリューション申込書の受領、内容確認
- 脆弱性見える化ソリューションとして表示・出力された内容
- Web UI と API の操作方法
- Web UI と API の故障・故障疑い
- コンタクトパーソン、「企業責任者」権限の登録・変更
- パスフレーズの変更

これ以外の内容についてのお問い合わせは、受け付けられません。

4.4.2 受付時間

サポート デスクの受付時間は、NTT コミュニケーションズの営業日の9:30 から 17:00 (JST) です。頂いたお問い合わせの内容に応じて回答が前後いたします。なお、回答につきましては準備ができ次第ご案内差し上げます。

4.4.3 コンタクト パーソンとパスフレーズ

サポート デスクには、コンタクト パーソンが問い合わせることが可能です。(コンタクト パーソン以外からのお問い合わせは受け付けできかねます。)

コンタクト パーソンは、サポート デスクと連絡できるお客さま側の担当者として、最大 5 名まで指定できます。コンタクト パーソンの登録や変更に関しましては申込書内の「コンタクト パーソン」シートを記載の上、ご連絡ください。

コンタクト パーソンとサポート デスクの連絡に用いるお客さま固有の秘密の文字列として、ご契約時にパスフレーズを申込書に記載いただきます。設定されたパスフレーズについてはお客さまにて管理をお願いします。(パスフレーズ開示に関するお問合せはサポートデスクではお受けできません。) お問い合わせへの回答の際にサポート デスクがファイルを添付する

場合は、解凍時にパスワードが求められる形式で圧縮したファイルを添付します。
コンタクト パーソンとパスワードの登録と変更のご依頼は、サポートデスク宛てにご連絡
ください。なお、ご依頼方法は「4.4.5 お問い合わせ手段」に準じます。

4.4.4 「企業責任者」権限付与・変更

「企業責任者」権限付与・変更に関しましては、サポートデスクで対応します。企業責任者
権限付与・変更対象のお客さまの氏名、メールアドレスをサポートデスク宛てにご連絡く
ださい。なお、ご依頼方法は「4.4.5 お問い合わせ手段」に準じます。

4.4.5 お問い合わせ手段

お問い合わせに関しましてはコンタクト パーソンからのメールのみ受け付けます。
メール本文に契約 ID、企業名ならびにお問い合わせをされるコンタクト パーソンのお名前
を含めた上で、お問い合わせ内容をご記載ください。
なお当社からメールは、support-vvs@ntt.com を送信元としてお送りいたします。誤送信
防止の観点から、コンタクト パーソンのメールアドレスならびに申込書提出時にご要望頂い
たメーリングリスト アドレスのみ（2つまで）を宛先としてご連絡します。

4.4.6 対応言語

サポート デスクの対応言語は日本語です。

4.5 サービス メンテナンス

サービス機能の品質を維持するために NTT コミュニケーションズが必要であると判断した場合に、提供システムのメンテナンスを実施します。

メンテナンスのご連絡はメール (support-vvs@ntt.com) よりコンタクトパーソンにお送りします。メンテナンス中は一部の機能の制限や、Web UI や API へのアクセス不可の場合がございます。

計画メンテナンス

毎週水曜日の 18:00 から 20:00 (JST) (該当日が祝日であった場合は翌週の水曜日) に、サービスの安定稼働ならびに維持を目的とした、計画メンテナンスを行います。実施におきましては事前にコンタクト パーソンに通知され、事前に Web UI にも掲示されます。

計画外メンテナンス

上記計画メンテナンス以外にサービスの安定稼働、維持、お客さま設定変更、そのほかの理由にて作業が必須であると当社が判断した場合、計画外メンテナンスを行います。実施におきましては事前にコンタクト パーソンに通知され、事前に Web UI にも掲示されます。

緊急メンテナンス

システム故障等想定外の事象が発生した場合、緊急メンテナンスとしてサービスの提供中止する場合がございます。事前のご連絡なしにて対応する場合がございます。

4.6 サービス インシデント

脆弱性見える化ソリューションのサービス機能の提供中止等の事象は、サービス インシデントとしてお客さまに報告されます。ご連絡はメール (support-vvs@ntt.com) よりコンタクト パーソンにお送りします。

4.7 サポート体制

NTT コミュニケーションズのセールス担当等は、NTT コミュニケーションズの営業日、営業時間の範囲でお客さまをサポートします。

WideAngle サービスにおける NTT コミュニケーションズの営業日、営業時間は日本時間の土曜日、日曜日、日本の法律に定められた祝休日と、NTT コミュニケーションズが定めた年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日) を除く、9:30 から 17:00 (JST) です。

5 お客さま前提条件

5.1 お客さまによる利用方法の確定

脆弱性見える化ソリューションは、お客さまが、利用目的、脆弱性に対する対策基準、体制、運用フローなどの導入方針を確定していることを前提としてサービス提供を行います。

5.2 お客さま環境要件

5.2.1 インターネット接続

脆弱性見える化ソリューションの利用には、下記を満たせる環境が必要です。

- インターネット接続のアクセス元 IP アドレスが固定のグローバル IP アドレスとなること
- TCP ポート番号 443 の HTTPS プロトコルが利用できること
- インターネット経由で電子メールが利用できること

なお、アクセス元 IP アドレスのネットワーク情報につきましては、申込書に記載いただく必要がございます。なお、本サービスお申込み時以外のアクセス元 IP アドレス変更対応につきましては、スポットメニューとして有償で対応いたします。

5.2.2 クライアント要件

脆弱性見える化ソリューションの利用には、OS や Web ブラウザなど指定のクライアント要件を満たす環境が必要です。

クライアント要件は、別紙「[脆弱性見える化ソリューション 利用マニュアル](#)」に記載します。

5.3 サービス提供基盤

脆弱性見える化ソリューションのサービス提供システムは、NTT コミュニケーションズの Enterprise Cloud 2.0 (略称：ECL 2.0) の基盤上に構築されています。また、API については、NTT コミュニケーションズの API ゲートウェイ (略称：API-GW) を経由して提供されます。ECL 2.0 や API-GW の工事・故障に際して、サービスが提供中止となる場合があります。

なお、構築または経由される基盤は、サービスの改善や設備上の都合により、変更される場合があります。

5.4 アカウント利用条件

本サービスのご利用において、アカウント情報は個人単位での付与を前提といたします。複数利用者による共有ID、アカウントの貸与、およびメーリングリストアドレスの設定・利用は本サービスの不正利用となります。なお、不正利用を確認した際はサービスを提供停止し、契約条件変更・料金精算をいたします。

5.5 API-GWの利用に関する条件

脆弱性見える化ソリューションのインターフェイスとしてAPIを利用する場合、APIゲートウェイ規約 (<https://developer.ntt.com/ja/terms-of-use>) にもとづくAPI-GWの申込みが必要となりますので、申込書内「契約情報」シート [2. お申込みサービス情報] にて「API利用」をご選択ください。なお、1契約につき1アカウント払い出しをします。

5.6 外部サービスの利用

セキュリティ情報、NW脆弱性診断の提供にあたり、NTTコミュニケーションズが外部の情報提供サービスを利用します。

提供元企業名	サービス名	当サービスでの用途	備考
Symantec Corporation	DEEPSIGHT™	セキュリティ情報 ・脆弱性情報 ・脅威情報	
株式会社SHIFT SECURITY	SHIFT SECURITY Support Service	脆弱性情報（影響製品情報のみ）	
Google LLC	Google翻訳	セキュリティ情報の翻訳（ただし脅威情報は一部のみ対象）	
Rapid7 LLC	Nexpose	NW脆弱性診断エンジン	https://www.rapid7.com/legal/eula/

上記のサービスの利用は、サービス提供元が定める提供条件等に従う必要があります。

NTT コミュニケーションズはサービス提供元との間で安定的な提供を受けられるよう努めますが、上記のサービスの中断、遅延、機能低下、不具合および仕様、条件の変更等及び上記のサービスから提供される情報や結果等の完全性、正確性及び第三者の権利を侵害していないこと等（これらを含みますが、これらに限りません。）については保証の範囲外となります。また外部サービスに関しましては変更される場合がございます。

5.7 セキュリティ情報に関する条件

5.7.1 セキュリティ情報の通知

脆弱性見える化ソリューションの基本機能として提供する脆弱性情報は、管理対象のシステムが登録された時点以降の情報を通知します。登録された時点よりも過去の情報を通知することはできません。

脆弱性情報は外部サービスの翻訳エンジンにより日本語翻訳された上で提供されます。なお、脅威情報は一部のみ日本語翻訳されます。

脆弱性情報提供元におけるメンテナンスが実施された場合は情報通知が遅れる場合がございます。また、翻訳エンジンのメンテナンス等により日本語翻訳されなかった場合は、英語情報での通知・画面表示となります。

5.7.2 セキュリティ情報の利用

当サービスの利用権限保有者の方以外へのセキュリティ情報の転送、開示を禁止します。

5.7.3 セキュリティ情報に対する保証の除外

脆弱性見える化ソリューションで提供するセキュリティ情報は、お客さまのシステムのセキュリティ対策に資することを目的として提供するものですが、その情報の特性上、その内容の正確性、完全性、有用性、お客さまのシステムの利用目的に合致していることについて、NTT コミュニケーションズが保証を行うものではありません。

また、これらのセキュリティ情報に基づき実行された対策の結果、お客さまのシステムに機能低下または中断が生じ、お客さまの業務に影響が生じる場合があります。お客さまは、これらの影響がセキュリティ上の脅威を排除するためにやむをえず生じるものであることを理解したうえで、**脆弱性見える化ソリューション**のサービスを利用する必要があります。

5.8 NW 脆弱性診断の提供条件

オプション機能として NW 脆弱性診断を提供しております。なお診断エンジンは Rapid7 LLC による「Nexpose」を利用しております。診断エンジンの提供条件は

(<https://www.rapid7.com/legal/eula/>) に記載されており、オプション機能の利用に際して契約者は先の提供条件を遵守するものとします。NW 脆弱性診断の詳細は別紙「**脆弱性見える化ソリューション 利用マニュアル NW 脆弱性診断・対策管理 編**」に記載します。

改訂履歴

バージョン	主な変更	日付
1.00	初版	2018年9月1日